

第百九十二条第四項中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第一百九十二条に次の二項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第一百九十六条の次に次の二項を加える。

(運営規程)

**第一百九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、事業の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。**

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るもの)を除く)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る)、賃金及び第一百九十二条に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常灾害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要な事項

十四 非常灾害対策

十五 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十六 虐待の防止のための措置に関する事項

十七 その他運営に関する重要な事項

十八 サービスの利用に当たっての留意事項

十九 緊急時等における対応方法

二十 非常灾害対策

二十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

二十二 虐待の防止のための措置に関する事項

二十三 その他運営に関する重要な事項

二十四 第百九十七条中「第八十六条から」の下に「第八十八条まで、第九十条から」を加え、第一百九十六条の二に改め、「第八十九条中〔第九十二条〕とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のよう**

うに改正する。

第七十二条の次に次の二項を加える。

(運営規程)

**第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な運営規程を定めておかなければならぬ。**

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るもの)を除く)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る)、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常灾害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要な事項

十四 非常灾害対策

十五 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

十六 第八十四条中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

十七 その他の運営に関する重要な事項

十八 サービスの利用に当たっての留意事項

十九 緊急時等における対応方法

二十 非常灾害対策

二十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

二十二 虐待の防止のための措置に関する事項

二十三 その他運営に関する重要な事項

二十四 第百九十七条中「第八十六条から」の下に「第八十八条まで、第九十条から」を加え、第一百九十六条の二に改め、「第八十九条中〔第九十二条〕とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と削る。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようしなければならない。

○厚生労働省令第六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の四第二項及び第三十二条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 第八十五条中「第三十六条」を削る。

(情報の提供等)

**第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業者を利用して、自ら評価を行って広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。**

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けた、その改善を図らなければならない。

4 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

5 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

6 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

7 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

8 指定放課後等デイサービス事業者の改善の実施状況

9 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

10 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

11 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

12 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

13 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

14 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

15 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

16 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

17 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

18 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

19 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

20 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

21 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

22 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

23 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

24 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

25 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

26 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

27 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

28 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

29 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

30 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

31 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

32 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

33 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

34 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

35 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

36 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

37 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

38 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

39 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

40 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

41 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

42 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

43 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

44 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

45 指定放課後等デイサービス事業者の改進の実施状況

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十条の次に次の二項を加える。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用して広告をする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。